

平成 18 年 5 月 25 日

各 位

会 社 名 株式会社 山梨中央銀行
代表者名 代表取締役頭取 小野堅太郎
(コード番号 8360 東証第 1 部)
問合せ先 取締役経営管理部長 柳澤 清
(電話番号 055 - 233 - 2111)

定款の一部変更に関するお知らせ

当行は、平成 18 年 5 月 25 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 18 年 6 月 29 日開催予定の第 103 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

(1) 「会社法」(平成 17 年法律第 86 号) および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号。以下「整備法」という。)が、平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、「会社法」および「整備法」に基づき、当銀行の現行定款につき、次のとおり所要の変更を行うものであります。

株主が有する单元未満株式の権利を明確にするため、第 11 条(单元未満株式についての権利)を新設するものであります。

株主総会の運営を円滑に行うため、招集地を本店の所在地またはこれに隣接する地としたく、第 17 条(招集地)を新設するものであります。

インターネットの普及を考慮し、「会社法施行規則」(平成 18 年法務省令第 12 号) および「会社計算規則」(平成 18 年法務省令第 13 号)が施行されたことに伴い、株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、みなし提供できるようにするため、第 19 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を新設するものであります。

株主総会に出席して議決権の代理行使を行う代理人の員数を明確にするため、「会社法施行規則」(平成 18 年法務省令第 12 号)に基づき、代理人の員数を第 21 条(議決権の代理行使)に規定するものであります。

取締役会で決議すべき事項について、取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、取締役会の決議を省略することができるようになります。

したので、迅速な意思決定を可能とするため、第 33 条（取締役会の決議の省略）を新設するものであります。

その他、定款に一定の定めがあるものとみなされる規定の新設・変更のほか、定款全般について、会社法に対応した用語・表現ならびに引用条文の変更などの所要の変更を行うものであります。

なお、「整備法」に定める経過措置の規定により、平成 18 年 5 月 1 日付で、当銀行定款には以下の定めがあるものとみなされております。

- ・ 当銀行は取締役会、監査役、監査役会、会計監査人を置く旨の定め
- ・ 当銀行は株式に係る株券を発行する旨の定め
- ・ 当銀行は株主名簿管理人を置く旨の定め

(2)(1) の変更に伴い、条数を変更するものであります。

2 . 定款変更の内容

別紙のとおりであります。

3 . 日程

定款変更のための株主総会開催日

平成 1 8 年 6 月 2 9 日

定款変更の効力発生日

平成 1 8 年 6 月 2 9 日

以 上

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商号) 第1条 当銀行は、株式会社山梨中央銀行と称する。 英文では、The Yamanashi Chuo Bank, Ltd. と表示する。</p> <p>(目的) 第2条 当銀行は、次の業務を営むことを目的とする。 (1) 預金または定期積金の受入れ、資金の貸付けまたは手形の割引ならびに為替取引 (2) 債務の保証または手形の引受けその他の前号の銀行業務に付随する業務 (3) 国債、地方債、政府保証債その他の有価証券に係る引受け、募集または売出しの取扱い、売買その他の業務 (4) 信託業務 (5) 前各号の業務のほか銀行法、担保付社債信託法、社債等登録法その他の法律により銀行が営むことのできる業務 (6) その他前各号の業務に付帯または関連する事項</p> <p>(本店の所在地) 第3条 当銀行は、本店を甲府市に置く。 (新設)</p> <p>(公告の方法) 第4条 当銀行の公告は、甲府市において発行する山梨日日新聞及び東京都において発行する日本経済新聞に掲載する。</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行する株式の総数) 第5条 当銀行の発行する株式の総数は、3億9,800万株とする。ただし、株式の消却が行われた場合は、これに相当する株式数を減ずる。</p> <p>(自己株式の取得) 第6条 当銀行は、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商号) 第1条 (現行どおり)</p> <p>(目的) 第2条 当銀行は、次の業務を営むことを目的とする。 (1) (現行どおり) (2) (現行どおり) (3) (現行どおり) (4) (現行どおり) (5) 前各号の業務のほか銀行法、担保付社債信託法、社債等登録法その他の法律により銀行が営むことのできる業務 (6) (現行どおり)</p> <p>(本店の所在地) 第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関) 第4条 当銀行は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人</p> <p>(公告方法) 第5条 当銀行の公告は、山梨日日新聞および日本経済新聞に掲載する方法により行う。</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数) 第6条 当銀行の発行可能株式総数は、3億9,800万株とする。</p> <p>(自己の株式の取得) 第7条 当銀行は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>(1 単元の株式の数及び単元未満株券の不発行)</p> <p>第7条 当銀行の1単元の株式の数は、1,000株とする。</p> <p>2 当銀行は、1単元の株式の数に満たない株式(以下単元未満株式という)に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</p> <p>(株券の種類)</p> <p>第8条 当銀行の発行する株券の種類は、取締役会の定める株式取扱規則による。</p> <p>(新設)</p> <p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第9条 単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ)は、その有する単元未満株式の数と併せて1単元の株式の数となるべき数の単元未満株式を売渡すべき旨を当銀行に請求することができる。</p> <p>2 前項の請求があった場合において、当銀行が売渡すべき数の株式を有しないときは、当銀行は前項の請求に応じないことができる。</p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第10条 当銀行は、株式につき名義書換代理人を置く。</p> <p>2 名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定し、これを公告する。</p> <p>3 当銀行の株主名簿及び実質株主名簿(以下株主名簿等という)並びに株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、株券喪失登録、単元未満株式の買取り及び買増し、その他株式に関する事務はこれを名義書換代理人に取扱わせ、当銀行においてはこれを取扱わない。</p>	<p>(株券の発行)</p> <p>第8条 当銀行は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第9条 当銀行の単元株式数は、1,000株とする。</p> <p>2 当銀行は、前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</p> <p>(株券の種類)</p> <p>第10条 当銀行の発行する株券の種類は、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第11条 当銀行の株主(実質株主を含む。以下同じ)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(4) 次条に定める請求をする権利</p> <p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第12条 当銀行の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</p> <p>2 前項の請求があった場合において、当銀行が売り渡すべき数の株式を有しないときは、当銀行は前項の請求に応じないことができる。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第13条 当銀行は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3 当銀行の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当銀行においては取り扱わない。</p>

現行定款	変更案
<p>(株式の取扱)</p> <p>第 11 条 <u>株式の名義書換、株券喪失登録、单元未満株式の買取り及び買増し、その他株式に関する取扱い及びその手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会の定める株式取扱規則による。</u></p> <p>(基準日)</p> <p>第 12 条 当銀行は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿等に記載または記録された株主をもって、その営業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2 前項のほか必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して一定の日を定め、その日の最終の株主名簿等に記載または記録された株主または信託受託者、登録質権者をもって、その権利を行使することができる株主または信託受託者、質権者とする。</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第 13 条 定時株主総会は、<u>毎決算日の翌日から 3 か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(議長)</p> <p>第 14 条 株主総会の議長は、取締役会長または取締役頭取がこれに当たる。取締役会長、取締役頭取ともに欠員または事故あるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに当たる。</p> <p>(新設)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第 15 条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもってこれを行う。</p>	<p>(株式取扱規則)</p> <p>第 14 条 <u>当銀行の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p>(基準日)</p> <p>第 15 条 当銀行は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2 前項のほか必要がある場合は、取締役会の決議によってあらかじめ公告して一定の日を定め、その日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とする。</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第 16 条 <u>当銀行の定時株主総会は、毎事業年度終了後 3 か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。</u></p> <p>(招集地)</p> <p>第 17 条 <u>当銀行の株主総会は、本店の所在地またはこれに隣接する地に招集する。</u></p> <p>(議長)</p> <p>第 18 条 (現行どおり)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第 19 条 <u>当銀行は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(決議の方法)</p> <p>第 20 条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p>

現行定款	変更案
<p>2 <u>商法第 343 条の定めによる決議及び商法その他法令において同条の決議方法が準用される決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもってこれを行う。</u> (議決権の代理行使) 第 16 条 当銀行の株主は、議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>(議事録) 第 17 条 株主総会の議事については、その経過の要領及び結果を議事録に記載または記録し、議長ならびに出席した取締役が、これに記名捺印または電子署名して当銀行に保存する。</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数) 第 18 条 当銀行の取締役は、15 名以内とする。</p> <p>(選任の方法) 第 19 条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 前項の選任決議は、<u>総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p>(任期) 第 20 条 取締役の任期は、<u>就任後 2 年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2 新たに選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(役付取締役) 第 21 条 当銀行に、取締役会の決議をもって、<u>取締役会長、取締役頭取、取締役副頭取、専務取締役各 1 名及び常務取締役若干名を選任することができる。</u></p> <p>(代表取締役) 第 22 条 取締役会長、<u>取締役頭取及び取締役副頭取は、それぞれ当銀行を代表する。</u></p> <p>2 前項のほか、<u>取締役会の決議をもって、その他の取締役を代表取締役に選任することができる。</u></p>	<p>2 <u>会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使) 第 21 条 株主は、<u>当銀行の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。</u></p> <p>(議事録) 第 22 条 株主総会の議事については、<u>その経過の要領および結果ならびにその他法令に定める事項を議事録に記載または記録して当銀行に保存する。</u></p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(員数) 第 23 条 (現行どおり)</p> <p>(選任の方法) 第 24 条 (現行どおり)</p> <p>2 前項の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>(任期) 第 25 条 取締役の任期は、<u>選任後 2 年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(役付取締役) 第 26 条 当銀行に、取締役会の決議によって、<u>取締役会長、取締役頭取、取締役副頭取、専務取締役各 1 名および常務取締役若干名を選定することができる。</u></p> <p>(代表取締役) 第 27 条 取締役会長、<u>取締役頭取および取締役副頭取は、それぞれ当銀行を代表する。</u></p> <p>2 前項のほか、<u>取締役会の決議によって、その他の取締役を代表取締役に選定することができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(顧問または相談役) 第 23 条 当銀行に、取締役会の決議をもって、顧問または相談役を置くことができる。</p> <p>(報酬) 第 24 条 当銀行の取締役の報酬は、株主総会の決議をもって定める。</p> <p>(権限) 第 25 条 取締役会は、法令及び定款に定める事項のほか、当銀行の重要な業務執行を決定する。</p> <p>(招集) 第 26 条 取締役会は、取締役会長または取締役頭取がこれを招集し、その議長となる。取締役会長、取締役頭取ともに欠員または事故あるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに当たる。</p> <p>2 取締役会の招集通知は、会日の 5 日前に各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>3 取締役会は、取締役及び監査役的全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないでこれを開くことができる。</p> <p>(決議の方法) 第 27 条 取締役会の決議は、法令に別段の定めがあるもののほか、取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数をもってこれを行う。</p> <p>(新設)</p> <p>(運営) 第 28 条 取締役会の運営については、取締役会の定める取締役会規程による。</p> <p>(議事録) 第 29 条 取締役会の議事については、その経過の要領及び結果を議事録に記載または記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名捺印または電子署名して当銀行に保存する。</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>(員数) 第 30 条 当銀行の監査役は、4 名以内とする。</p> <p>(選任の方法) 第 31 条 監査役は、株主総会において選任する。</p>	<p>(顧問または相談役) 第 28 条 当銀行に、取締役会の決議によって、顧問または相談役を置くことができる。</p> <p>(報酬等) 第 29 条 当銀行の取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(権限) 第 30 条 取締役会は、法令および定款に定める事項のほか、当銀行の重要な業務執行を決定する。</p> <p>(招集) 第 31 条 (現行どおり)</p> <p>2 取締役会の招集通知は、会日の 5 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>3 取締役会は、取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。</p> <p>(決議の方法) 第 32 条 取締役会の決議は、法令に別段の定めがあるもののほか、取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数をもって行う。</p> <p>(取締役会の決議の省略) 第 33 条 当銀行は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(取締役会規程) 第 34 条 取締役会に関する事項は、法令または定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>(議事録) 第 35 条 取締役会の議事については、その経過の要領および結果ならびにその他法令に定める事項を議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名して当銀行に保存する。</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>(員数) 第 36 条 (現行どおり)</p> <p>(選任の方法) 第 37 条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>2 前項の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p>(任期) 第32条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、<u>退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>(常勤監査役) 第33条 <u>監査役は、互選をもって常勤の監査役を定める。</u></p> <p>(報酬) 第34条 当銀行の監査役の報酬は、<u>株主総会の決議をもって定める。</u></p> <p>(招集) 第35条 監査役会の招集通知は、<u>会日の5日前に各監査役に対して発する。</u>ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査役会は、<u>監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないでこれを開くことができる。</u></p> <p>(決議の方法) 第36条 監査役会の決議は、<u>法令に別段の定めがあるもののほか、監査役の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p>(監査役会規程) 第37条 監査役会に関する事項は、<u>法令または定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> <p>(議事録) 第38条 監査役会の議事については、<u>その経過の要領及び結果を議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名捺印または電子署名して当銀行に保存する。</u></p>	<p>2 前項の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(任期) 第38条 監査役の任期は、<u>選任後4年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、<u>退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(常勤の監査役) 第39条 監査役会は、<u>その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(報酬等) 第40条 当銀行の監査役の報酬等は、<u>株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(招集) 第41条 監査役会の招集通知は、<u>会日の5日前までに各監査役に対して発する。</u>ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査役会は、<u>監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。</u></p> <p>(決議の方法) 第42条 監査役会の決議は、<u>法令に別段の定めがあるもののほか、監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査役会規程) 第43条 (現行どおり)</p> <p>(議事録) 第44条 監査役会の議事については、<u>その経過の要領および結果ならびにその他法令に定める事項を議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名して当銀行に保存する。</u></p>
<p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>(営業年度及び決算日) 第39条 当銀行の営業年度は、<u>毎年4月1日から翌年3月31日までとし、3月31日を決算日とする。</u></p> <p>(利益処分) 第40条 当銀行の利益は、<u>法令に別段の定めがあるもののほか、株主総会の決議をもってこれを処分する。</u></p>	<p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>(事業年度) 第45条 当銀行の事業年度は、<u>毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</u></p> <p>(剰余金の処分) 第46条 当銀行の剰余金は、<u>法令に別段の定めがあるもののほか、株主総会の決議によってこれを処分する。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(利益配当金) 第 41 条 当銀行の利益配当金は、毎決算日の最終の株主名簿等に記載または記録された株主または信託受託者、登録質権者に支払うものとする。</p> <p>(中間配当) 第 42 条 当銀行は、取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿等に記載または記録された株主または信託受託者、登録質権者に対し、<u>商法第 293 条ノ 5 の規定による金銭の分配</u>(以下中間配当という)をすることができる。</p> <p>(除斥期間) 第 43 条 <u>利益配当金及び中間配当金は</u>その支払提供の日から 5 年を経過したときは、当銀行はその支払の義務を免れるものとする。</p>	<p>(期末配当金) 第 47 条 当銀行は、株主総会の決議によって、<u>毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当</u>(以下「期末配当金」という。)を支払う。</p> <p>(中間配当金) 第 48 条 当銀行は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、<u>会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当</u>(以下「中間配当金」という。)をすることができる。</p> <p>(除斥期間) 第 49 条 <u>期末配当金および中間配当金は</u>その支払開始の日から満 5 年を経過しても受領されないときは、当銀行はその支払の義務を免れる。</p>

以上